

令和5年度「安心とくしま」システム移行業務に係るプロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 事業名

令和5年度「安心とくしま」システム移行業務

(2) 目的

徳島県が「安心とくしま」システムにおいて運用を行っている「安心とくしま」、「医療とくしま」、及び「食の安全安心情報ポータルサイト」の各HPについて、現行OSの移行に合わせて、徳島県HP (<https://www.pref.tokushima.lg.jp/>) のサブサイトとして、HPの機能及び記事の移行を行うとともに、新たにデザインを含む改修を実施し、記事掲載プロセスの効率化並びにウェブアクセシビリティの向上を図る。

(3) 内容

『令和5年度「安心とくしま」システム移行業務仕様書』に記載のとおり

(4) 契約期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

(5) 契約上限額

12, 107, 000円（消費税及び地方消費税を含む）

2 参加資格

本プロポーザルに参加し、企画提案書を提出する者（以下、「提案者」という。）は、本業務の実施に必要な能力を有し、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱(昭和56年徳島県告示第26号)第4条第1項の規定による審査を受け資格を有すると認められた者
- (3) 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止又は指名回避の措置の対象となっていない者
- (4) 役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (5) 次のアからエまでのいずれかに該当する者でないこと。
 - ア 民事再生法（平成11年法律第255号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者で、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てをされた者で、同法第199条第1項若しくは第2項又は第200条第1項の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）
 - ウ 破産法（平成16年法律第75条）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）
 - エ 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない者

- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団及び構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統治下にある団体でないこと。
- (7) 特定の政治活動や宗教活動を主たる目的とする者、公序良俗に反する等適当でないと認められる者でないこと。
- (8) 国税および地方税等を滞納していないこと。
- (9) 過去に本件業務に類似する業務を実施した実績を有すること。
- (10) プライバシーマーク及びISO27001（ISMS）を取得していること。

3 応募の手続き等

プロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり必要書類を提出すること。

- (1) 参加申込書の提出
 - ア 提出書類（各1部提出）
 - (ア) 参加申込書（様式第1号）
 - (イ) 提案団体の概要（様式第2号）
 - イ 提出期限
令和5年8月25日（金）午後5時まで（必着）
- (2) 企画提案書等の提出
 - ア 提出書類（ア）、（イ）、（ウ）- i 7部（正本1部、副本6部）
（ウ）- ii, iii, iv 1部
 - (ア) 企画提案書
企画提案書はA4版、長辺綴じ（A4での作成が適当でない場合はA3折込使用も可）とし、様式第3号を表紙として、下記のi及びiiの各項目内容を記載した別紙（様式任意）を添付し作成してください。
 - i 提案内容、実施計画及び実施体制
本要領の「6 企画提案書の提出」及び仕様書の「4 業務の内容」に基づき、企画提案する内容、その実施計画及び実施体制等について具体的かつ詳細に記載してください。
 - ii 類似業務の実績等
本委託業務に類する事業の実施実績や総括責任者及び担当者の経験、資格、能力等について記載すること。
 - (イ) 見積書
見積の基礎となる内容、及び数量等の積算内訳を記載すること。なお、詳細については、作成要領の（3）を参照すること。
 - (ウ) 事業者（提案者）の概要
 - i 事業者の概要（既存のパンフレット等も可）
 - ii 法人登記簿謄本（法人格を有しない場合は、これに類するもの）
 - iii 定款又は寄付行為（法人格を有しない場合は、これに類するもの）
 - iv 直近の決算又はこれに類するもの
 - イ 提出期限
令和5年9月13日（水）午後5時まで（必着）
- (3) 提出方法
持参又は郵便（書留郵便又は配達証明）により提出すること。

- (4) 提出先及び問合せ先
徳島県危機管理環境部危機管理政策課 危機管理担当
〒 770-8570 徳島市万代町1丁目1番地
電子メール kikikanriseisakuka@pref.tokushima.jp
電話 (088) 621-2711
ファクシミリ (088) 621-2987

4 プロポーザルの応募に際しての注意事項

(1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当することが判明した場合、失格または無効となり、県からその旨を通知する。

- ア 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- イ 参加資格の要件を満たしていない場合
- ウ 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- エ 見積金額が見積限度額以上であった場合
- オ 本実施要領に違反すると認められる場合
- カ 提案者による業務履行が困難であると判断された場合
- キ その他不正な行為があったと県が認めた場合

(2) その他

- ア 企画提案は1参加者につき1件とする。
- イ 提出書類の期限後の訂正、追加、差替及び再提出は認めない。
- ウ 提出された企画提案書等の書類は、理由のいかんを問わず返却しない。
- エ 文章を補完するために必要な写真、イラスト、イメージ図、表等を使用できる。
- オ 書類等の作成に用いる用語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位に限る。
- カ 受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認められる場合、事前に県の承諾を得た上で、業務の一部を委託することができる。
- キ 委託業務により知り得た秘密は、他者に漏らさないこととする。
- ク 契約履行過程で生じた成果物、制作物の著作権は、徳島県に帰属する。

5 提出書類等に係る質疑

(1) 質問の受付期限

令和5年9月6日(水)午後5時まで(必着)

(2) 質問の提出

質問は、質疑書(様式第4号)により行うものとし、3の(4)に示す提出先まで電子メール又はファクシミリにより送付するものとする。なお、送付後に必ず電話で着信を確認すること。

(3) 質問の内容

原則として、当該委託事業に係る条件や企画提案書提出手続きに関する事項に限るものとする。

(4) 質問に対する回答

令和5年9月11日(月)までに徳島県ホームページに掲載する。

6 企画提案書の提出

企画提案者は、次に定めるところにより企画提案書及び別紙1「CMS機能要件一覧」を作成し、提出するものとする。

また、各項目の詳細については、仕様書を確認すること。

(1) 提案事項

次の事項について記載すること。

	提案項目	記載内容及び留意事項
1	コンセプト	仕様書に記載している目的や基本方針を勘案し、どのようなコンセプトで業務を実施するか、明示すること。
2	CMS導入・開発	導入するCMSについて、「CMS機能要件一覧」の提出のほか、特記すべき特徴があれば記載を行うこと。 仕様書に記載のCMS開発について、備える機能や開発手法等について記載を行うこと。 本システムの運用を行うための、ネットワーク構成については、現行サーバー一覧表を参考に、必要となるセキュリティを備えた上で、運用を行うための構成を記載すること。 運用後の保守・改修がベンダーロックインとならないための対策について記載すること。
3	デザイン	サイトの全体構成、階層、掲載項目等について記載するとともに、HPやスマートフォン上の表示等に関する事項を記載すること。 職員による記事掲載等の操作手法について記載すること。
4	データ移行	既存HPのコンテンツについて、具体的な移行手順・方法について提示すること。なお、品質向上につながるようなアイデアがあれば記載すること。
5	実施スケジュール	令和5年度末の公開に向け、仕様書に記載した項目を含むスケジュールについて、業務の流れが分かるように作成すること。
6	業務体制	統括責任者、システム責任者の配置を明らかにすること。 その他、業務を担当する予定者の氏名、担当業務、職務経験年数、類似業務経歴等を記載すること。

(2) 提出書類等

企画提案書等の様式等については、別紙「令和5年度「安心とくしま」システム移行業務に係るプロポーザル企画提案書等作成要領」による。

(3) 企画提案書の著作権

ア 企画提案書等の著作権は、当該提案書等を作成した者に帰属するものとする。

イ 県は、プロポーザル方式の手続き及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。

7 選定方法等

(1) 県は、企画提案等の内容を審査し、委託候補者を選定するため、令和5年度「安心とくしま」システム移行業務企画提案選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において、競争性・透明性の確保に十分配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点する。なお、選定の際はプレゼンテーションを実施することとし、日程については対象者へ別途連絡を行う。

- (2) 選考基準
別紙「審査基準」のとおり
- (3) プレゼンテーション
企画提案に基づくプレゼンテーションは、次のとおり実施する。
- ア 持ち時間は質疑応答を含め、1事業者につき30分以内とし、1事業者3名までの参加とする。
- イ 企画提案の説明は、提出した企画提案書に基づき、20分以内とする。
- ウ 説明の際に補足資料を用いる場合は、提案者が持参することとし、部数は7部とする。
- エ 説明の順番は、提出順により決定することとし、プレゼンテーション当日は予定時間の15分前に集合すること。
- オ 電子ホワイトボードを用いて説明を行いたい場合は、事前に連絡を行うこと。
- (4) 委託候補者の選定
選定委員会の各選定委員の評価に基づき、総合得点の最も高い応募者を委託候補者に選定する。ただし、評価点の平均点が60点に満たなかった企画提案は、失格とする。
- (5) 選定結果の通知及び公表
選定結果は委託候補者の選定後、全ての参加者に、文書により通知するとともに、徳島県ホームページに掲載を行う。なお、審査経過については公表しない。

8 日程

- 令和5年8月 9日(水) 募集開始
令和5年8月25日(金) 参加申込書(様式第1号)、提案団体の概要(様式第2号)の提出締切
令和5年9月 6日(水) 質疑書(様式第4号)の提出締切
令和5年9月13日(水) 企画提案書(様式第3号)の提出締切
令和5年9月中旬予定 企画提案選定委員会、プレゼンテーション
令和5年9月下旬予定 選定結果通知

9 参加辞退

参加申込書の提出後、都合により参加を辞退する場合は、速やかに危機管理政策課へ連絡するとともに、参加辞退届(様式第5号)を提出すること。なお、辞退の届出は、持参又は郵便(書留郵便又は配達証明)により提出すること。

10 費用負担

企画提案書等作成に係る一切の費用は、提案者の負担とする。

11 契約の締結

- (1) 公募型プロポーザル方式による随意契約とし、選定委員会から委託候補者の報告を受けた者を契約予定者として、契約締結の協議を行う。
- (2) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、県と契約予定者が協議を行い決定する。この協議の際に企画提案の内容を一部変更することがある。
- (3) 協議が整った場合に、改めて事業計画書及び見積書を徴して、契約を締結する。契約書を作成し、その契約条項については、契約予定者と協議して定める。